

令和8年度

第25回東松島市農業委員会総会議事録

令和8年6月25日

東松島市農業委員会

令和8年度第25回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和8年6月25日（木） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐 藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 農地の現状変更届出について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地転用事業計画承認申請に対する意見について

日程第6 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について（一括方式）

日程第7 議案第4号 令和8年度農業者年金加入推進活動計画（案）について

閉 会

出席委員（14名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1 番	熊 谷 奨	2 番	—	3 番	大 山 道 保
4 番	秋 本 まゆみ	5 番	—	6 番	小 岩 敏 幸
7 番	菅 井 賢 治	8 番	安 倍 民 夫	9 番	川 村 勝 雄
10 番	大 崎 康	11 番	齋 藤 宏 樹	12 番	佐 藤 祥
13 番	安 住 高 司	14 番	今 野 嘉 彦	15 番	安 部 俊 郎
16 番	佐 藤 栄 宏				

遅参委員 なし

欠席委員（2名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
2 番	門 馬 宏 之	5 番	三 浦 牧 恵		

出席事務局職員

事務局長	石 森 久 浩
事務局長補佐	安 倍 浩 司

【 開 会 】

○事務局長： ただいまより、第25回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤栄宏会長： — 会長挨拶 —
— 会長の動向報告 —

○事務局長： 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、
会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしくお願いいたします。

【 議 事 】

○議長（佐藤栄宏会長）： それでは、議事に入ります。

本日は、2番門馬宏之委員、5番三浦牧恵委員から欠席届が出されております。ただいまの出席委員
は16名中14名であります。定足数に達しておりますので、これより第25回東松島市農業委員会総
会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第2
8条第3項の規定に基づき、10番大崎康委員、11番齋藤宏樹委員のお二人を指名したいと思いま
すが、これにご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、お二人を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと
思いますが、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

日程第3、報告事項1 農地の現状変更届出について、事務局から説明願います。

○事務局長補佐： その1、高松字西風106 外 計5筆で4,422㎡。変更後の利用状況は普通畑。
変更目的は畑地として利用するため。令和8年6月9日届出受理、変更理由は盛土材不足のため、工事
期間を延長するもの。工事期間の変更については当初は令和7年1月1日から令和7年12月30日ま
で。2回目の変更となっており、第1回変更は丘になっている区域で大雨で法面等が崩れたため、工期
の延長ということでしたが、今回の変更は盛土材の不足のため今回変更は令和8年12月31日まで伸
ばしたいということです。位置図は2ページとなります。こちらは全て農業振興区域の白地地区となっ
ております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：次に、日程第4、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。はじめに新規設定を上程いたします。その1を事務局から説明願います。

○局長補佐：その1、赤井字星場289—1、611㎡。10年間の賃借権設定となります。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：担当委員 11番齋藤宏樹委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○齋藤宏樹委員：報告いたします。

調査年月日は、令和8年6月20日。権利の種類は賃借権設定。理由は、出し手が相手方要望。受け手が規模拡大。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、施設野菜の単一経営です。通作距離は、約5km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）：異議なしと認め、その1を許可することに決定します。
次に、その2からその6は関連がございますので一括で事務局より説明願います。

○事務局長：その2、宮戸字椿173—1 外 計2筆で1,801㎡。10年間の使用賃借権設定。
その3、宮戸字椿183—8、1,801㎡。10年間の使用賃借権設定。
その4、宮戸字椿169—7、1,801㎡。10年間の使用賃借権設定。
その5、宮戸字椿174—3、1,805㎡。10年間の使用賃借権設定。
その6、宮戸字椿184—3、1,801㎡。10年間の使用賃借権設定。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）：その2からその6について、2番門馬委員は欠席ですので、事務局より説明願います。

○事務局長：その2からその6について、調査年月日は令和8年6月22日。権利の種類は使用賃借権設定。理由は、出し手が労力不足。受け手が相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻、転作作物等の複合経営です。通作距離は、約0.1から1

k m。権利取得による周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2からその6を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2からその6を許可することに決定します。

次に、期間満了に伴う賃借権等の再設定について上程いたします。事務局よりその7からその82を説明願います。

○事務局長： その7、赤井字上四番47 外 計10筆で10,210㎡。10年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その8、赤井字関の内四号389 外 計9筆で13,825㎡。10年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その9、赤井字新南146—1、140㎡。10年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その10、赤井字南三431 外 計6筆で6,033㎡。10年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その11、西福田字流地1 外 計10筆で17,878㎡。10年間の使用賃借権設定となります。農地法設定期間満了に伴う案件となります。

その12、赤井字北田388—1 5,423㎡。10年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その13、大塩字新餅田1 外 計2筆で1,987㎡。10年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その14、小松字明神下309 外 計9筆で10,566㎡。10年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その15、小松梅堀192—1 外 計5筆で4,246㎡。10年間の賃借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その16、野蒜字山崎101 外 計12筆で21,420㎡。10年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その17、野蒜字中下124 外 計6筆で11,972㎡。10年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その18、野蒜字長沼210、1,486㎡。10年間の賃借権設定となります。機構法設定期間満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その19、野蒜字下沼9—1 外 計42筆で15,394.1㎡。1年間の使用賃借権設定となり

ます。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その20、牛網字平岡15 外 計6筆で4,031.54㎡。1年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その21、浜市字新田84—3 外 計15筆で4,690.87㎡。1年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その22、宮戸字椿169—1 外 計2筆で2,322㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その23、宮戸字椿170—2、1,782㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その24、宮戸字椿169—2、1,801㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その25、宮戸字椿171—3、1,804㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その26、宮戸字椿169—3、1,801㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その27、宮戸字椿170—1、1,782㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その28、宮戸字椿171—6、1,804㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その29、宮戸字椿171—7、1,804㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その30、宮戸字椿173—4、1,651㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その31、宮戸字椿173—2、1,801㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その32、宮戸字椿170—3、1,782㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その33、宮戸字椿172—2、552㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その34、宮戸字椿168—4 外 計2筆で1,801㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その35、宮戸字椿185—5、691㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その36、宮戸字椿184—7、1,801㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その37、宮戸字椿168—3、1,801㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その38、宮戸字椿169—5、1,801㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その39、宮戸字椿185—1、1,701㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その40、宮戸字椿185—2、614㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法

利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その41、宮戸字椿183—7 外 計2筆で2,747㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その42、宮戸字椿183—10 外 計2筆で1,801㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その43、宮戸字椿186—2、918㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その44、宮戸字椿183—4、1,801㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その45、宮戸字椿170—6、1,782㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その46、宮戸字椿178—2、1,799㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その47、宮戸字椿178—4、3,598㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その48、宮戸字椿170—8、1,782㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その49、宮戸字椿168—2、1,801㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その50、宮戸字椿171—2、1,804㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その51、宮戸字椿171—8、1,635㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その52、宮戸字椿171—9 外 計 2筆で3,508㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その53、宮戸字椿176—2、1,815㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その54、宮戸字椿178—7 外 計2筆で1,799㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その55、宮戸字椿179—3、1,799㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その56、宮戸字椿179—4 、1,799㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その57、宮戸字椿180—6、1,819㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その58、宮戸字椿176—5、1,815㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その59、宮戸字椿180—2、1,819㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その60、宮戸字椿183—6、1,801㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その61、宮戸字椿184—5、1,801㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促

進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その62、宮戸字椿186—1、304㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その63、宮戸字椿180—4、1、819㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その64、宮戸字椿174—4、1、805㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その65、宮戸字椿178—6、1、799㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その66、宮戸字椿183—5、1、801㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その67、宮戸字椿182—2、1、801㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その68、宮戸字椿182—3、1、801㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その69、宮戸字椿182—8 外 計2筆で1、801㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その70、宮戸字椿185—4、477㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その71、宮戸字椿170—5、1、782㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その72、宮戸字椿176—3、1、815㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その73、宮戸字椿180—8、1、819㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その74、宮戸字椿180—3、1、819㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その75、宮戸字椿186—4、922㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その76、宮戸字椿174—2、1、717㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その77、宮戸字椿186—6、855㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その78、宮戸字椿169—6、1、801㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その79、宮戸字椿178—3、1、799㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その80、宮戸字椿170—11 外 計4筆で5、421㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その81、宮戸字椿172—3、1、801㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

その82、宮戸字椿184—2、1、801㎡。10年間の使用貸借権設定となります。基盤強化促

進法利用権満了に伴う農地法第3条許可申請への移行案件となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの案件については、期間満了に伴う再設定となることから、ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その8からその35を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その7からその82を許可することに決定します。

次に、日程第5 議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について、を上程いたします。事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、新田字小僧田1、2、164㎡。変更理由は、新田地区排水路改修工事のため、令和7年3月13日付、宮城県（東振）指令第666号にて農地転用許可を受け、事業期間の延伸に伴い令和7年8月1日付、宮城県（東振）指令第396号及び令和7年12月3日付け、宮城県（東振）指令第540号にて変更許可を受け施工していたが、受注した2工区において請負期間を延伸する必要性が生じたため。工期の延長として当初は、令和7年3月13日から令和7年8月31日まで、今回変更は令和7年3月13日から令和9年1月29日までの延長です。26ページが位置図です。農用地区域となりますが、例外規定として一時的な利用（3年以内）であって利用目的を達成する上で必要と認められる場合は一時的な転用が許可されるということで、これまでも宮城県と調整を図っておりました。こちらについては事業の発注者が市になりまして主務課については農林水産課となります。農林水産課に確認したところ、期間の延長については特別な理由がない限り今回が最後の見込みとのことでした。

○議長（佐藤栄宏会長）： 直ちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

次に、日程第6 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、を上程いたします。はじめにその1及びその2を上程いたします。事務局から説明願います。

○事務局長： 総会提出日は令和8年6月25日、県公告予定日は令和8年8月25日、転貸人は全て宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社となります。期間は県公告予定日の翌日の令和8年8月26日から令和18年8月25日までの10年間。

その1、矢本字一本杉236―2、2、896㎡。借賃は28,900円。

その2、小松字養閑245―4 外 計2筆で3,208㎡。借賃は38,300円。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1及びその2については承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1及びその2については承認することとし、宮城県農地中間管理機構に通知することに決定します。

次に、その3を上程いたします。本案件については6番小岩敏幸委員に関わる案件となりますので、6番小岩敏幸委員は規定により退席を願います。

（小岩敏幸委員退場）

○議長（佐藤栄宏会長）： その3を事務局から説明願います。

○事務局長： その3、大曲字堰南16―1 外 計4筆で13,147㎡。借賃は131,300円。こちらも総会提出日は令和8年6月25日、県公告予定日は令和8年8月25日、転貸人は宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社となります。期間は県公告予定日の翌日の令和8年8月26日から令和18年8月25日までの10年間。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その3については承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その3については承認することとし、宮城県農地中間管理機構に通知することに決定します。

6番小岩敏幸委員は入場願います。

(小岩敏幸委員入場)

○議長（佐藤栄宏会長）： 6番小岩敏幸委員に申し上げます。本計画その3について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第4号 令和8年度農業者年金加入推進活動計画（案）について、を上程いたします。

事務局より説明願います。

○事務局長： 資料に基づき説明いたします。

令和8年度加入推進活動（計画・実施状況＜実績＞）管理表ワークシートをご覧ください。令和8年4月1日現在での策定となります。

新規加入者数は、全体で2名、そのうち20歳から39歳が1名、女性1名、こちらについては目標として宮城県農業会議より本市へ割当がきております。

加入推進体制の整備としましては、市内全域を対象として推進委員が31人、メンバーとしましては、農業委員農地最適化推進委員、農業委員会事務局、JA職員となっております。

加入推進名簿については、今年については45名となります。男性が32名、女性が13名となります。

加入推進強化月間は、11月から2月の4か月間として設定をしております。

戸別訪問の実施については、強化月間の間に10人程度個別訪問して年金加入をいただけるよう働きかけを行なっていきたいと思っております。訪問については2人体制で、10人訪問することを想定し人数は20人と定めております。

戸別訪問実働者名簿は、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局、JA職員併せて31名となっております。

加入推進対策会議及び研修会について、今回の総会において農業委員への加入推進対策会議と位置付けております。7月27日開催予定の合同会議で推進委員も含めて、推進研修会を実施予定です。6月、10月に市、JA職員で加入推進検討会議を実施しております。

広報普及活動の実施については、8月に市報へ掲載し市内全戸配布を予定しております。また、8月に別添資料の45名の対象者へPRを予定しております。11月には事務局窓口に加入推進のチラシを設置しPR予定です。

計画については、以上のとおりの内容となりますので、ご審議願います。

○議長（佐藤栄宏会長）： 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。令和8年度農業者年金加入推進活動計画（案）について、を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、令和8年度農業者年金加入推進活動計画（案）について、を

原案のとおり承認することに決定いたします。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第25回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時23分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和8年6月25日

東松島市農業委員会長 佐藤 栄宏

署名委員 10番 大崎 康

署名委員 11番 齋藤 宏樹